

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目次

◇ 教育委員会

ページ

○ 指定管理者の指定【教育委員会中央図書館庶務課】

2

北九州市教育委員会教育長告示第1号

北九州市立図書館規則（昭和47年教育委員会規則第9号）第20条の規定により、北九州市立若松図書館等の指定管理者を次のとおり告示する。

平成28年2月16日

北九州市教育委員会  
教育長 垣迫 裕俊

指定管理者に管理を行わせる図書館	指定管理者に指定したもの	指定する期間
北九州市立若松図書館	株式会社日本施設協会	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
北九州市立八幡図書館	株式会社図書館流通センター	